

## 女性のための相談窓口

南保健センターでは、母子家庭の生活・医療・就職や児童の教育・就学などの悩みごとについて、専門の母子・婦人相談員が相談を受け付けています。

また、DV(配偶者からの暴力)やさまざまな暴力、セクハラ、ストーカーなどの人権侵害についての相談にも「札幌市配偶者暴力相談センター」や「札幌市男女共同参画センター」などの関係機関と連携して対応します。下記の日時に相談を受け付けていますので、ご利用ください。

相談日時：月曜日午前9時30分～午後4時30分、火～金曜日午前9時30分～午後4時15分。

詳細 健康・子ども課 ☎581-5211



▲相談コーナーには  
さまざまな窓口があります



▲行政相談委員は相談者と一緒に  
現地確認することもあります

## 国の仕事に関する 相談は行政相談へ

国や独立行政法人、特殊法人などの仕事(道路や年金、福祉など)についての相談や、意見・要望を聞く行政相談を、毎週火曜日に行っています。

行政相談委員は、皆さんと国の仕事とを結び、総務省から委嘱されたボランティアです。市民の視点で、寄せられた相談に対応しています。

行政相談委員の田所二郎さんは「国の関係する仕事は業務の範囲が多岐にわたっていて、どこへ相談したらいいかわからないことがよくあります。まず、担当している機関を調べて、問い合わせることから始まります。時には、相談者と一緒に現地を確認して、状況を把握することもあります。」

「す」と話します。北海道開発局や札幌国税局など国の事務所の多くは都心部にあり遠いため、身近な区役所で相談できて良かったとの声が相談者から寄せられています。

安心して  
相談窓口へごこころ！

せっかく相談窓口が分かって、相談するとなると不安なこともあり、なかなか足が向きづらいかも知れません。市役所や区役所にあるさまざまな相談窓口では、必ず秘密は守られます。

相談者の皆さんが安心して相談できるよう、助言する相談員には法令による秘密を守る義務があります。一人で悩まず、あなたの身近にある相談窓口を利用してみませんか。

情報満載「相談窓口のご案内」  
(区役所で配布しています)

## 札幌市役所 1階市民の声を聞く課相談コーナーのご案内 (中央区北1条西2丁目 ☎211-2042)

相談名	相談内容	助言する相談員	日時
● 法律相談	法律に関すること(困りごと、争いごとの法的見解、解決方法について)	弁護士	月～金曜日
※相談日当日午前9時から、☎218-5100で予約受け付け(先着16人)。相談は午後から20分程度の面談。			
● 人権相談	人権侵害に関すること(うわさや暴言、差別、いじめ、相隣関係などについて)	人権擁護委員	火曜日【午後】 ※4月以降、相談日が金曜日に変更。
● 家事調停相談	家庭問題に関すること(親子、兄弟姉妹、夫婦間の離婚、扶養、相続などについて)	家事調停協会会員	月曜日【午前】、木曜日【午後】
● 家庭生活相談	身近な問題に関すること(家庭生活、生き方、近隣関係、育児、夫婦関係、悩みごとなどについて)	家庭生活カウンセラー	月曜日【午後】、水曜日【午前・午後】 金曜日【午前】
● 税相談	税に関すること(贈与、相続、申告などについて)	税理士	月・水・金曜日【午前】
● 不動産の価格に関する相談	不動産の価格に関すること(価格、地価動向、用途地域、競売、地代などについて)	不動産鑑定士	木曜日【午前】
● 登記相談	土地測量、表示に関すること(土地を分割したい時、境界がわからない時、不動産の表示登記など)	土地家屋調査士	木曜日【午前】
	裁判事務、登記、諸手続きに関すること(不動産売買、相続、登記、遺言、賃貸借などについて)	司法書士	月・水・金曜日【午前】
● 多重債務相談	多重債務問題に関すること(多重債務整理、特定調停、その他金銭貸借などについて)	多重債務相談員	木曜日(午前10時～正午、午後1時～4時30分) ※4月以降、火曜日に変更。
● 交通事故相談	交通事故の示談、保険金請求などに関すること	交通事故相談員	月～金曜日(午前9時30分～正午、午後1時～4時)

【午前】午前9時～正午、【午後】午後1時～4時。法律相談以外の相談は、予約不要です。直接、相談窓口へお越しください。

